

平成28年11月定例会 総務委員会（付託）

平成28年12月6日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時07分）

それでは、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②）

- 議案第18号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 知事等の給与に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成29年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料③）
- 平成29年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料④）
- 平成29年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料⑤）

大田経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、お手元に御配付の平成28年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）と題しております1枚ものにより、御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第18号から第23号までの条例6件でございます。以下、その概要を御説明申し上げます。

第18号、第20号及び第21号の条例改正につきましては、本県の一般職の職員、学校職員及び警察職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものでございます。

第19号の条例改正につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、特別職の給料について、引き続き県内の景気動向を見極めるため、平成29年4月から平成30年3月までの間、減額措置を継続するものでございます。

第22号及び第23号の条例改正につきましては、本県の企業職員及び病院事業職員の給与について、職員の給与に関する条例等の一部が改正されることに鑑み、同様の改定を行うものでございます。

追加提出議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その2）の横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、条例案2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

1、その他の議案等といたしまして、条例案2件を1ページから3ページまで記載してございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部から、1点、御報告申し上げます。

平成29年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

経営戦略部におきましては、「一步先の未来」をつかむため、人・モノ・金・情報の4本柱により県庁強じん化を加速させたいと考えているところでございます。

まず、人の面の「新未来を創造する人財育成と働き方改革」についてであります。3年後の将来像として、新次元の研修による地方創生人財の創出やテレワークが県庁の新しい働き方として定着する未来を目指してまいります。このために、現在行っております神山町での「とくしま新未来創造オフィス」を活用した実践型研修やテレワーク実証実験での取組を進化させ、未来志向型の創造力・実行力・発信力あふれる人財育成の強化や、今までの県庁文化にとらわれない在宅勤務やペーパーレス化の推進など、仕事のやり方を抜本的に改革してまいります。

次に、モノの面で「公共施設を戦略的・効率的に管理・運営」についてであります。3年後の将来像として空間創出による政府機関や民間企業の誘致の実現や、公共施設の総合的な長寿命化対策を着実に実施する未来を目指してまいります。このため、現在、既存ストック有効活用計画の策定や公共施設等総合管理計画の推進体制を整備してきたところですが、今後は、これらに加え、地方創生につながる活用空間の創出の推進や、公共施設の個別施設計画の策定の推進を図ってまいります。

続きまして、3本目の柱である金の面の「強じんदेशなやかな財政基盤の確立」についてでございます。これまでの財政健全化に向けた改革努力の結果、平成28年度には起債許可団体から脱却することができましたが、3年後の将来像として喫緊の課題解決と財政健全化の両立を可能とする強じんदेशなやかな財政基盤が確立され、県土強じん化、地方創生の実現に向けた施策を積極展開している未来を目指してまいります。このため、今後は、財政運営の羅針盤となる新たな基本方針に基づき、いかなる環境変化にも対応できる財政構造を構築し、新未来を創造する新次元の財政運営に取り組んでまいります。

最後に、情報の面での「徳島をより魅力的強力に発信」についてであります。3年後の将来像として、徳島県の注目度が上がるとともに、世界中から徳島ファンが獲得できており、さらに、テレビ会議により、誰でもどこでも空間を共有できる未来を目指してまいります。このため、現在、新時代の「魅せるおしゃれなホームページ」の再構築や、わくわ

くトークの開催に取り組むとともに、テレビ会議システムの運用を開始しているところでございますけれども、今後は、県職員全体の情報発信力やウェブアクセシビリティの強化、わくわくトークの充実やテレビ会議システムの本格運用を進めてまいります。

以上の取組により、地方創生、一億総活躍社会をリードする行政の在り方を徳島から発信してまいります。

以上、平成29年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針でございます。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

朝日監察局長

続きまして、監察局から、平成29年度に向けた監察局の施策の基本方針について、御報告をさせていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、資料の左右それぞれの冒頭に記載をしておりますとおり、「公平・公正な行政を推進するための取組」と、「県民の意見等を施策に反映するための取組」の二つを軸として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、資料の左側でございます。

1点目の「監察業務の推進」につきましては、定期監察や随時監察を推進することにより、不祥事の未然防止と再発防止を図り、職員の適正な職務執行を確保するとともに、公益通報制度について、職員に一層の周知を図り、できるだけ早期の相談や通報につなげてまいりたいと考えております。

2点目の「情報公開・個人情報の適正な取扱い」につきましては、県が保有する情報の公開や積極的な提供など、情報公開を総合的に推進するとともに、県における特定個人情報に係る監査などを実施することにより、適正な取扱いを確保してまいります。

3点目は、「農林水産団体等に対する検査の充実」でございます。団体の内部管理体制の強化や運営健全化を確保するため、課題別重点検査や早朝検査を組み合わせ実施するとともに、国の検査部門とも連携を図ってまいります。

次に、資料の右側でございます。

1点目の「県民サロン（仮称）の創設」につきましては、県庁の顔として、来年度リニューアルオープンする県民サービスセンターにおいて、県民の皆様に向けた効果的な情報発信や広聴事業の充実を図ることといたしております。

2点目の「県民からの意見・提言の活用」につきましては、とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの御提言等をしっかりと受け止め、事業や施策への積極的な反映に努めるとともに、若者を対象とした広聴事業を展開することにより、若者の積極的な県政への参加を促進したいと考えております。

3点目は、「県政運営評価戦略会議による評価」でございます。第三者機関である県政運営評価戦略会議において、提案重視型の政策評価を実施することにより、県行動計画及

び総合戦略の既存事業の見直しや、新たな施策・事業の展開につなげてまいります。

監察局からは、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

安井会計管理者

続きまして、出納局から、平成29年度に向けた出納局の施策の基本方針を御報告をさせていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

平成29年度におきましては、「厳正かつ効率的な出納局業務の追求」ということで、未収金の更なる縮減，全庁的な会計事務の効率化，建設生産システム全体の生産性の向上の3点を重点事項として取り組んでまいりたいと考えております。

まず，1点目は未収金の更なる縮減についてでございます。これまで，全庁的な未収金対策としまして，副知事をトップとする未収金対策委員会を設置し，平成28年度までの4年間の削減計画に基づき，取組を進めてまいりました。

その結果，下のグラフに説明してございますとおり平成27年度決算における未収金額は約46億6,000万円となり，平成24年度と比較すると約5億4,000万円が削減できておりました。平成28年度決算での目標額を1年前倒しでほぼ達成することができております。

このため，未収金対策委員会において，平成31年度までに更に約4億円を削減し，総額42億円台を目標とする新たな未収金削減計画を策定したところでございます。

来年度におきましては，この計画の実現に向け全庁一丸となった取組を進めるとともに，職員のスキルアップを図るなどの対策を進め，県民負担の公平性と歳入の確保に努めてまいります。

2点目は，全庁的な会計事務の効率化についてでございます。これまで，新たな地方公会計に対応する財務会計システムの改修や，物品購入決議簿の電子化など，ICTの活用による会計事務の省力化，効率化に取り組んできたところでございます。

平成29年度におきましても，引き続き，適正かつ効率的な会計事務の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

特に来年度は，統一的な基準による初めての地方公会計の財務書類を作成するほか，会計事務の電子化・ペーパーレス化等により省力化を図りつつ，セキュリティ対策にも万全を期し，将来的にはテレワークなど，会計事務の働き方改革に向けた方策の一つとして試行していきたいと考えております。

最後に，3点目の建設生産システム全体の生産性の向上についてでございます。建設産業は，長らく続いた建設投資の減少によりまして，経営環境や賃金水準が悪化し，将来の担い手不足が懸念される状況となっております。この解消のため，生産性の向上が課題となっております。

このため，建設工事の受注者のみならず，発注者においても，各業務の効率化に取り組んでいるところでございます。工事検査の部門においては，これまで，工事検査管理シス

テムの導入による工事成績評定の迅速化や、タブレット端末やドローンの活用による工事検査の機動性の向上など、ICTを活用した工事検査業務の効率化に、取り組んできたところでございます。

来年度におきましては、設計、工事から検査まで、ICTを一体的に活用するICT活用工事に対応した検査基準の制定や講習会の開催など、検査体制を整備し、更なる効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

出納局からは、以上でございます。

どうかよろしく願いいたします。

南委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

ただいま大田部長から説明のあった、先ほども公安委員会でも未利用財産の活用等について質問したんですけども、この公共施設を戦略的、効率的に管理・運営ということで、今把握している既存ストック、未利用の既存ストックはどのくらいあるんでしょうか。

藤本公共施設最適化担当室長

未利用財産についての御質問でございます。

未利用財産につきましては、今後3年間で売払いされる予定の未利用地を計画しております。これは、未利用財産売却計画という計画でございます。現在のところ、平成26年から平成28年までの3年間で売却予定としておる件数がちょうど60件ございまして、そのうち、今年度までで25件売却されております。

中山委員

県内に未利用の既存ストックというのは建物でどのくらいあるか把握しているかどうかという質問をしております。

藤本公共施設最適化担当室長

済みません。未利用の建物については今、具体的に把握してございません。

中山委員

把握してないにもかかわらず、効率的に管理・運営というのはなかなかつながらないんですが、これはどういうことでしょうか。

藤本公共施設最適化担当室長

これまでも未利用地等の財産につきましては、用途転換とか貸出しとか売却とか、有効活用に努めてきたところでございます。

この計画は有効利用を策定するというところで、今年度、更に県有財産を対象として、既存ストック有効活用計画を策定しているところでございます。この計画は、今後の施設の有効活用方針、こういったものを策定したり、あるいは施設の性能等を評価して今後の有効活用の方法を策定するというところで、今現在策定しておる途中でございます。

また、土地とか建物の未利用状態となっている県有施設を、今も御質問があったんですけども、これを把握して、利活用が可能な財産リストをこれから策定し、このリストを利活用することで今後有効活用を図っていくという計画でございます。

中山委員

まずは、どれだけ未利用の建物があるかというのをまず把握してからこういう計画をつくらなくてはいけないと思うんですよ。ですから、それが最初だと思うので、もう一回この県下で使われてない建物はたくさんあると思うんです。

何でこういうことを言うかといえば、私、代表質問で小松島市にもたくさんの未利用施設があって、例えば赤レンガ倉庫まではいかないですが、本港地区にも倉庫があるわけですね。よく前を通過して、この倉庫は何とかならないのかなといつも思うんですが、ちょっと見たら屋根をふき替えているんです。使う予定もないのに何で屋根をふき替えておるのかなと思ったりもしております。でも、せっかく屋根をふき替えているんだから、もっともっと積極的に有効利用していくべきではないかと思えます。

今、サテライトオフィスの誘致とかやっていて、古民家活用というのも今後経済の活性化に向けて非常に大事なこともかもしれませんけれども、まずそういうふうな県で使っていない建物等があるんですから、しかも使っていないものにお金を入れているんですから、まずはそこを何とかしようというふうにお考えをされるほうがいいのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

藤本公共施設最適化担当室長

委員、御指摘のように、現在使われてない建物、土地も含めてでございますが、これらを今後利活用していくということにつきましては、この計画でも今考えておるところでございます。

この計画の、今考えている活用方法としましては、未利用の施設のリストを今後、例えば庁内システムで情報共有を行ったり、また県内外にも幅広く発信できるように、利活用を考えておりました、未利用の施設について把握し、それをもとに計画するというところで未利用財産の調査もし、この計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

中山委員

余り突っ込みませんが、まずはやはり今までそういう建物、既存ストックの活用うんぬんといっても進まないのは、やはりどれだけあるかというのを把握してない、それが最たるものだと思います。そこから始めないといけないと思うので、全ての県下の未利用ストックは、非常に使い勝手のいいものもあると思うんです。手を入れれば、すてきになると思います。是非とも把握して、その上で戦略的、効率的に運営をしていただきたい。特に小松島市にある港湾施設の倉庫ですね、あれなんかも本当にちょっと手を入れたら、そんな「魅せるおしゃれなホームページ」にお金をかけるよりも、まずおしゃれなカフェを呼び込むとか、そういうふうな実際に経済に即効性のある施策をもっともっと考えていただければと思います。これはくれぐれも、まずは把握からしていただいて、本当に効率的な運用をしていただきたいなと思います。必要のないものにお金をかける必要はないので、老朽化しているもので使いようがないものは、それに対して補修のお金をかける必要はないと思いますので、速やかに撤去して土地利用をすとか、それを売るとかいうふうなことも視野に入れていただいたらいいのではないかなと思います。

あと、この建設生産システムで、今、検査にICTを活用されていると言いましたけども、例えば見えないところにドローン活用するというような非常にいい試みでしょうが、本当に必要なのは人間の目なんですね。だから、ちゃんと検査をするときに、いけるかどうか、今、数が幾らあって、何人体制で検査体制をしているのかわからないですけども、やっぱり機械に頼るより、最終的にはしっかりと検査官の自分の目で確認できるかどうかというのが大切になりますけども、その辺のところはいかがでしょうか。

九十九検査企画課長

工事検査のことについてお尋ねでございますけども、現在年間で1,800件、昨年度でしたら1,861件ほどの工事検査を実施しておりまして、通常の検査員は本庁に8名と、それと南部総合県民局、西部総合県民局に3名ずつの6名ございまして、もちろんその検査員で発注の仕様とか規格に合っているかどうかというのを十分チェックいたしまして、人間の目でちゃんと検査をしてまいっております。

中山委員

1,861件に対し、14人の検査員でなかなか回れないと思います。やっぱりそういうふうな忙しいときは追加要員を増やして迅速に検査ができるような体制を整えられていると以前お聞きしましたけれども、今でもそうなんですかね。

九十九検査企画課長

年間1,800件余りの検査がございまして、やはり年度末の3月になると通常月の3倍ぐらいの検査件数に上るといようなことがございまして、3月になりますと臨時の検査員の発令を行うということをしてございます。ただ、農林水産部の検査を県土整備部の者が行うとか、逆に県土整備部の工事を農林水産部の職員が検査すとか、県土整備部の工事

であっても河川担当の者が道路の検査をする、道路の担当の者が河川の検査をするというように、互いにクロスするような格好で、直接所管していない者が工事検査に当たるといようなことで、3月については臨時的検査員を発令して検査を実施してございます。

中山委員

やはり、時期が集中したら不要なお金もかかるし、人も必要になってくるので、やはりこういうふうなICTうんぬんと言っても、設計工事、また効率化といろいろ検討されるのはわかりますけども、まず大事なものは、発注時期の平準化というんですか、例えば年度末に重ならないように、もっともっと暇なときに発注できるような体制づくりというのが一番大事になってくるのではないかなと思います。ですから、その辺のところをまず見直しをする必要があるのではないかな。是非、今の御苦勞をもっともっと部局内で話し合っ、て、こういうことの苦勞があるんだから、発注時期の平準化を目指してやっていただいたほうが、こっちにお金をかけるよりも、より大事なことであり、生産性向上、また担い手育成にもつながってくると思うんですけど、いかがでしょうか。

九十九検査企画課長

我々は検査を実施する部局でございますけれども、発注する部局におきましても債務負担行為の活用で年度末に工事が集中しないようにということで努力を続けていただいています。例えば一昨年から昨年度に比べては、確か3月が全体の28%ぐらいあったのが、昨年は22%ぐらいだったと思います。発注部局のほうにおいても平準化について努力はしていただいているというふうに思いますので、我々もできるだけその変化にも応じて検査ができるように、しっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

中山委員

努力をされているのはわかりますけれども、そんなにまだ成果が見られてない。微減なんですよね。わずかに減っているだけであると思ひますので、やはり徳島県の財政が非常に厳しい中、やっぱり経済を活発にするためには、まず裾野の広い建設業に、それも偏った発注ではなくて、ある程度万遍に皆さんが受注できるような体制づくりというのが大事だし、しかも、いつでも工事の発注できる体制づくりというのを大胆にさせていただくというのでなければ、この閉塞感から抜け出すことがなかなか難しいのではないかなと思ひます。これは県庁全体の、徳島県全体の問題なので部局が違ふとかそういうのはなしにして、是非、皆さんそういうふうなことで取り組んでいただきたいと思ひます。これは強く要望しておきたいと思ひます。

岡田経営戦略部副部長

済みません、先ほど中山委員のほうから、県の未利用財産について担当室長のほうから

御答弁させていただきましたが、ちょっと補足をさせていただきます。

未利用財産につきましては、有効活用を図っていこうということで、副知事をトップに、公有財産最適化推進会議というふうな会議を設けまして、各部局長をメンバーとして会議を招へいしてございます。その中で、先ほど室長のほうから60件というふうなことを申しましたが、既にそのうち17件売却等々進んでいまして、残り43件につきまして公有財産未利用というふうなことで現在売却等を進めておるというふうなことで、決して十分把握できてないという状況ではないので、つけ加えて御答弁させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

中山委員

引き続きお願いします。

山田委員

私のほうは、公安委員会で徳島東警察署の移転問題について、いろいろ聞いてきたんですけれども、去年の6月に樫本委員の代表質問に知事が答えた。それは恐らく交換ということもあったからというふうに聞いておるんですけれども、その関係で聞きたいんですけれども、昨年6月議会で四国財務局徳島財務事務所長に対して、徳島東警察署移転として取得したい意向を伝えたということになっていきますけれども、それ以降ですね、どういうふうな展開があるのか、具体的に御報告ください。

篠原管財課長

ただいま委員のほうから裁判所余剰地ですね、これの取得に関して、6月以降の動きがどうであったかということについての御質問を頂きました。

6月16日に知事が代表質問におきまして、最適な立地場所として裁判所跡地とすると。それから2点目として、用地取得に向けて速やかに国との協議を開始することを表明させていただいております。

それを私どもが受けまして、直ちに財務事務所長に対しまして正式協議を申し入れ、さらには、その後、8月の下旬ですけれども、国有財産取得等要望書、この要望書を四国財務局徳島事務所長宛てに提出をしてございます。さらに、9月25日だったと思っておりますけれども、四国財務局におきまして国有財産四国地方審議会、これは国の審議会ですけれども、これが開催されまして、国有地の取得等について審議がなされたという経過をたどっております。

山田委員

そうしたら、具体的に例の地方裁判所跡地ですね、4,000平方メートル、聾学校というのは1万4,917平方メートルと、これ後で答弁いただきたいんですけれども、随意契約でやるよと。先ほど話がありました9月25日の審議会で適当だというふうな判断が出された

ということで、私自身もこの議事録にちょっと目を通させていただいたんですけれども、この議事録の中で、ある委員が、ここは県が水の都として打ち出す川沿いの非常に重要な土地だと。その良い土地を国と県とが分割して非常に気になる。できれば公有地のまま残し、徳島市と県で一体的に公園か何かにすることが都市計画的には一番いいと思う。今回のような交換をやってしまうと、絶対ばらばらになり、その後まとまった利用ということが期待できない、こういうふうな発言もこの審議会の中でされています。知事部局として、この国有地の交換ということについて、この点なども含めた何らかの検討はされているんですか。

篠原管財課長

聾学校の土地ということで、国、県ですか、それから隣に徳島市ということ、私も審議会の結果は拝読をいたしております。

現在、これまでそうした一連の土地について、こういう取扱いをする、あるいは別の取扱いをするといったようなことについては、具体的には検討はいたしておりません。

ただ、平成26年に未利用財産の管理あるいは運用というのが財務省の所管になっておりますので、平成26年度から財務省におきましてエリアマネジメント、要は地方自治体が抱える土地、あるいは国が抱える土地、いわゆる公有財産というのがございます。そうしたものを地方は地方の土地だけで使う、あるいは国は国の土地、あるいは建物だけで使うのではなくて、非常に財政状況も厳しい中で、より効率的、あるいは最適に使う必要があるということで、今、徳島財務事務所ですけれども、四国財務局を中心に四国ではそういうエリアマネジメント、要は最適化ということで検討を始めようかと。これは一般的な土地についてですけれども、そういった動きがございます。

山田委員

今日、先ほどの公安委員会の中で、県警が最適地だと判断したと。県警サイドの最適ということについても不透明なところがあるんですけど、それはそれとして、県の知事部局として、あの地方裁判所跡地が適当かどうかと。あそこは以前緑地にすると、そして桜等々も保全して、文字どおり県都の顔としてというふうな話もありました。だから、知事部局として、そういうことが検討されたのかどうかというのが1点。

それから、もう1点、実はこの審議会の中で今川管財部長が、こちらの処分の方向を検討する段階で県と徳島市のそのあたりの意見交換の場を設けたいというふうに発言されています。これについては、その後何らかの働き掛けはあったんですか。具体的にあつたらいつ頃こういうふうな格好でとかいうのを御報告ください。

篠原管財課長

2つほど御質問を頂いております。

まず、1点目の裁判所余剰地につきましては、これは平成27年の2月に飽くまでも四国

財務局徳島財務事務所のほうから、余剰地ということで利活用についての照会がございました。我がほうにおきましては、それにのっとりまして、徳島県警のほうにもそういった利活用の有無について、更に照会をかけたというところがございます。

それから、検討会ですが、これにつきましては、先ほど私が申し上げましたように、これは四国財務局が中心になっておりますけれども、そういう地方における国、それから地方公共団体のそういう土地であったり建物であったり、そうしたものの最適な活用を図るということで、四国財務局が中心になって検討会の設置に向けて、今、国が準備をしているというふうに聞いております。

なお、近々あるかどうかというのは、国のほうからは今のところ話はきていません。

山田委員

まだ至ってないということですね。それと、知事部局としての総合的な検討をしたわけではなくて、照会をかけて県警本部が最適ということで決まったよというふうな御答弁でした。これについても引き続き聞いていきたい。何で知事部局としてあの場所がということを総合的にも検討する必要があったと思います。

さらにもう1点、徳島市長が市議会議員の働き掛けで記録する制度、口利き働き掛け制度を導入するということを表明しました。市民の皆さんからも我々はよく聞かれるんですけども、県としてはかなり早い時期から、この口利き働き掛け制度というのをつくられております。簡単で結構ですから、その概要と実績を御報告ください。

近藤監察局次長

ただいま山田委員のほうから、県のほうで設けております働き掛け対応要綱について御質問を頂いております。

この県の働き掛け対応要綱につきましては、元知事の汚職事件というのがございまして、職員以外の者から県の職員が受ける様々な要望、働き掛けに対しまして手続を定め、公正で開かれた県政運営を目的といたしまして、徳島県の倫理条例、それから職員等からの通報制度と合わせ、平成16年の4月から施行いたしております。

具体的な流れですけれども、職員が職員以外の者から働き掛けと判断した場合に、いつ、誰から、どのような働き掛けを受けたのか、それを対応記録表に作成をし、働き掛けを受けた相手方に内容を確認の上、署名を頂き、氏名も含め情報公開の対象とすると、そういうふうな制度でございます。

これをすることによりまして、県政をゆがめるような不当な働き掛けを抑止するとともに、透明で開かれた県政運営に資するというところがございます。

その制度導入後、実績というのは今までもございません。実績がないということは、この制度が機能しているというふうに私どもは受け止めておるところでございます。

山田委員

実績がないということは、機能しているというふうに言われました。

今年の全国市民オンブズマンの連絡会議も持たれて、全国の記録制度の調査もしています。そこでは、行政のコンプライアンスを目的とした記録制度では、どれだけ多くの情報が記録され、公表されるかが成功の鍵になる。制度はあっても記録がなされなければ、違法な働き掛けに対する抑止力にはならない。全国の実態調査をした結果、こういうふうに書いているんですね。

私自身もこの制度ができた1年後に知事に向けてこのことを聞きました。抑止力になっているなどという答弁ではなく、十分検討してやっぱり有効なものにしていくためにというふうな答弁の趣旨でした。そうしたら、今、近藤次長が言われたような中身とは全く違う。ゼロだから抑止力なんだというのは、全国の状況からいっても、とてもそんな状況ではないというふうに思うんですけれども、この点は見直しも含めてしっかり検討する必要がないかというのが1点。

それから、今日の監察局の施策の基本方針の中で、公益通報制度ということについて載っております。これの実績も合わせて、この2点お伺いします。

近藤監察局次長

まず、働き掛けの対応要綱の検討ということなんですけれども、先ほどちょっと説明を省略させてもらったんですけれども、平成16年にこの制度を施行して、その後、議会のこの総務委員会の場でも様々な議論がなされたと記憶しております。そのときに、一部制度の見直しを行いまして、働き掛けを受けた相手からの署名というのが求められなかった場合に、なおかつ、その職員が働き掛けを受けたといったときには、第三者である弁護士にその働き掛けがあったことの実、その有無を確認するような制度に改正したところでございます。

それから、公益通報制度につきましても、平成16年に施行いたしまして、これも途中で制度を拡充して、外部の通報相談窓口というのを設けたということで、改正もしながらということなんですけれども、公益通報の最近の実績で、平成27年で30件、内部の通報ですけれども30件、平成26年度で29件、平成25年度37件、平成24年度25件というような状況でございます。

山田委員

公益通報のほうは、そういうふうな状況が報告されている。これは多い少ない、いろいろあるところなんですけれども、しかし、働き掛け制度ですね、こちらのほうは制度ができてからゼロという状況がずっと続いていると。監察局のほうはそれが抑止力になっているんだというふうな理解ですけれども、これは全国のすう勢とは違うと。やはりもっと活用できるような、記録できるような制度に改める必要があるというふうに思います。

古川委員

僕からは、働き方改革について、これは9月議会でも一般質問でさせていただきましたが、これについてやっぱり手遅れにならないうちに、これからもどんどん時間的制約がある職員の方が増えていくと思いますので、しっかりと取り組んでいかなければいけないと思いますので、質問させていただきます。

8月の内閣改造で、安倍首相が働き方改革担当大臣を新たに設けて、長時間労働を是正しますと宣言されて、その直後から働き方改革実現会議がスタートして、検討が開始されたということなんですけども、その後で電通のああいふ事件が起きて、強制捜査が入ったということになっておりますので、このあたり、しっかり改革していかないといけないと思うんです。とりあえず県庁の現状で、今過労死のおそれがあるという分岐点、月に80時間の超勤と言われてはいますが、80時間を超えているというのがどれぐらいあるんでしょうか。

梅田経営戦略部次長

ただいま超過勤務のことで御質問を頂いております。

超過勤務のうち、長時間超勤者で月80時間を超える人数ということで御質問でございますけれども、これにつきましては延べ人数ということになります。1人の人が2回したら2ということでございます。延べ人数で、平成27年度は653人という状況でございます。また、平成26年度につきましては599人という状況になってございます。

古川委員

653人、そしたら月平均と言えは何人ぐらいになるんですか。これは単純に12で割ったらいだけですか。

梅田経営戦略部次長

月別に人数を申し上げますと、平成27年度の状況でございますけども、4月が62人、5月が71人、6月が46人、7月が28人、8月が16人、9月が31人、10月が71人、11月が58人、12月が48人、1月が62人、2月が65人、3月が95人ということで653人という状況でございます。

古川委員

これはやっぱり80時間を超える方もかなりいらっしゃるということで、100時間を超えている方もこの中にいらっしゃるんだろうと思うんです。一方、今、県の長期の病休者の状況というのはどうなっていますか。

梅田経営戦略部次長

病気休暇・休職の状況でございますけれども、これにつきましては平成28年10月1日現在で申し上げますと、人数は25名でございます。内訳につきましては、病気休職が7名、

それから90日超の病休者が13名、30日超の病休者が5名、それらまとめた数字でございます。

古川委員

25名ということは、若干減ってきているということによろしいですか。それとあと、このうちメンタルの人は何人ぐらいいらっしゃいますか。

梅田経営戦略部次長

今申し上げました数字については、平成28年10月1日時点という、時点を捉えた数字になっておりますので、平成27年度で言いますと54名というところでございます。

そのうちのメンタル、精神疾患等ということで申しますと35名でございます。平成26年度では、病休者が58名で、うちメンタルで休まれている方が40名ということで、これを率にしますと平成26年度が69%、平成27年度は64.8%ということで、ここ数年、病休者数については大きく変化はないと思っております。

古川委員

わかりました。余り変わっていないと、高止まりということかなと僕は理解をしておりますので、やっぱりどうしても忙しいところに仕事集中して、そこでまた病休とかになると、さらに周りの人たちが忙しくなって、本当に悪循環という形の所属もあるのかなというような気もしております。本当に、どういうふうに対応していくかというのは、やっぱり真剣に考えていかないけないと思うんですけれども、例えば今、病休者が出た場合、どのような対応になっていますか。

梅田経営戦略部次長

病気休職者に対する、その後の対応状況でございます。病気休職者につきましては、やはりまずは健康を取り戻していただいて、職場に復帰していただくというのが大前提であると考えております。病気休職の休職、休暇の終期というのは、やはり育児休業とは違いまして不明確であるというところがございます。育児休業であれば、年度当初では正規職員で補充するということがありますとか、年度途中の育児休業の場合には臨時職員あるいは非常勤職員で補充するということが可能となってまいりますけれども、病気休職についてはなかなか終期が定まらないということで、補充というのが厳しい状況にあります。

そういうこともありますので、まずは先ほど申しました病休者の方には、できるだけ復帰を早くしていただくための支援を行うということ。後は、所属において事務分掌を割り振るとか、そういうふうな対応をしていただくというのが基本かなと思っております。

それと、育児休業のように休職期間等が長くなるような場合で、1年間休むというのがわかるようであれば、同じように臨時職員であるとか、非常勤職員の対応ということも検討していきたいというふうに考えております。

古川委員

病休の場合は、いつまで休むかわからないので、なかなか対応のしようが難しい。産前産後休暇，育児休業の場合は、大体決まっているので、新規職員はあんまり来ないだろうと思うけれども、臨時職員とかについて対応を検討するという事なんだけれども、逆に病休者の方のほうが長く休む場合もあるし、ということになると結局もう所属内で何とか回してくれという世界になってくると。

そうなるとやっぱりさらに、また2人目が、倒れるみたいな話にもなりかねないということになってきます。何とかこのあたりは工夫して、しっかりと対応を今、働き方改革が言われているときなので考えていただきたいなと思っています。

臨時職員を事務補助で補充してもらっても、やっぱりそういう単純の作業がたくさんあるような所属ならいいですけども、なかなか頼める仕事に限られてくるので、やはりそんな状況にフォローできるような体制をしっかりと、とっていくというか、つくるのが大事だと思います。OBの方はまだ若いですから、何かOBの方に困ったときは手伝ってもらえるような体制をつくるというのは難しいでしょうか。

梅田経営戦略部次長

補充の仕方ということで、OBの活用ということで今御質問を頂いております。OBということで申し上げますと、平成26年度から再任用制度というのを再開しております、運用に当たっては単に雇用と年金の接続という観点だけではなくて、退職されたOBの方々が長年培われた政策立案能力でありますとか、技術力というのを生かすということももとより、被災中の支援であるとか、採用困難職種の要員確保、それから育児休業職員の代替職員ということで、知識や経験を引き続き県政に生かしていただくことが、県民サービスの一層の向上のつながるということで考えております。

OB職員の方にも、当然現在でありますと超過勤務というのが増えているという状況にありますので、そういうところで勤務いただくということも今後考えていく必要があるというところもございますし、先ほど申し上げました育児休業については、補充にその場所で勤務していただくということも考えております。

ただ、病気休職につきましては、先ほど申し上げましたように、なかなか終期が難しいところがあるということで、長期病気休職等が出てこれないという状況がありましたら、個別に再任用職員の方であるとか、非常勤、臨時職員等も併せて、所属の状況も聞きながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

古川委員

OBの方に、臨時職員の方と同じように、あらかじめ試験を受けて、登録しておいてもらって、フレキシブルに対応していけるような体制を何か考えていってほしいなと思います。今日はこれぐらいにしておきますけど、また検討を進めていっていただきたいと思

ます。

あと何点か、この経営戦略部の基本方針の中で、この3年後の将来像、テレワークが県庁の新しい働き方として定着という部分なんですけども、これはどういうイメージでしょうか。もう本当に在宅でパソコンで仕事をしてもらおうというようなイメージを考えておりますでしょうか。

勝川行政改革室長

ただいま3年後の将来像として、テレワークが定着したらどのようなことになるかということで御質問いただきました。

今現在、在宅の勤務の実証実験というものを進めております。今年度から、全職員を対象としまして取組を進めております。

こうした中で、一人でも多くの職員がテレワークに対する理解を深めていただきまして、職員も自宅でもこういった仕事ができるんだというところを是非、多くの方に実感をしていただきたいということで取り組んでおります。

3年後につきましては、できるだけ来年度も引き続き実証実験に取り組むことにより、より多くの職員に御理解いただき、3年後、自宅でもちゃんと仕事ができるんだということを職場も評価して、周りの職員も理解を示して、一つの新しい働き方として定着するように取り組んでいきたいと考えております。

古川委員

わかりました。全職員希望すれば在宅でも仕事をしてもいいよという体制に、まだ決まってないんでしょうけど、こういうイメージでよろしいですか。

勝川行政改革室長

そうです。今現在、実証実験という形で全職員に一人でも多くの方に理解を頂くということで、全職員を対象として取り組んでおります。

また、本格実施の際には、他県の状況であるとか、実証実験の結果を踏まえ、最終的に対象者をどのようにするかというのを今後検討していきたいと考えております。

古川委員

わかりました。3年後、実施段階になってどうするかという部分は、結構まだハードルがあると思うんですね。ですから、私も今までオフィスワークをしていましたけど、余り掬われない仕事にかわって、やっぱりなかなか家で仕事をする気にならないですね。やっぱり場所を変えないとスイッチが入らないというか、ですから僕も大体控室に来て仕事をするようになってしまっているんです。ですから、なかなか家でというのは定着するのかなというのはちょっとあります。でも、多様な働き方を提示するというのはいいのかなという気もしますので、そのあたりしっかりと見極めて、3年後、取組を進めていって

いただきたいと思えます。

最後になりますけど、もう1点、先ほどから公共財産未利用のところの戦略的な管理・運営ということを言われています。ちょうど議案で大原町の土地の売却の話が出ていますが、これについては私も今回、何回か県警察のほうと交渉も、働き掛けもしたんですけども、なかなかやっぱり専門性がないんですね。大きいものまで売ると、なかなか高く売れないという部分もあるし、ただ、県警察で小分けにして売れるかというとなかなかそういう能力もないし、やっぱりこの中にもっと戦略的にできるような専門チームをつくって取り組んでいくべきじゃないかなと思うんです。ですから、細々としたのは各部局でやってもらったらいいと思えますが、ある程度大きい財産については、専門チームでどうやって一番効率的に戦略的に処分していけるのかというのを考えていけるような、そんな体制をつくるべきだと思えますけど、そのあたりどうでしょうか。

篠原管財課長

ただいま委員のほうから未利用地ですね、特に広大な未利用地の活用、処分について、検討会等を設けて推進すればどうかという御質問でございます。

これまで未利用地につきましては、中には非常に1万平方メートルを超えるような用地もございます。こういった用地を処分するに当たりましては、あらかじめ公有財産最適化推進会議と、これ先ほど副部長のほうからも話がございましたけれども、副知事をトップとするそういう会議におきまして審議をしながら、こういった処分、処理の仕方があるかといったことで今現在進めております。

さらに、その未利用地につきましては、非常に民間の事業者が土地を取得するというマインドが常に働いているような立地条件といえますか、決してなかなかそういうふうな土地にもない状況にも多々ございますし、広大な土地を一挙に購入するといったことも一方でなかなか難しいと。ただ、土地を分筆してある程度分割をするという方法もありますけれども、その場合に、いわゆる需要側のほうがどの程度の面積で、形でといったこともなかなか私どもには想像が付きにくいということで、経費だけ投下をしてしまうという、あい路もございます。

しかしながら、委員おっしゃる何らかの方策、工夫をすべきでないかといったことも私も十分認識もしておりますので、何らかのそういった効率的に、合理的に処分ができるような工夫ですね、そういったことも更に検討をさせていただければと、そのように考えておりますので、どうぞまた御指導のほど、よろしく願いいたします。

古川委員

副知事をトップにした、そういう組織があるのも承知しておりますし、ただ、今回の大原町の土地でも結局はもう警察が一義的にはやっていかないといけないということで、やっぱり警察に言ったところでなかなか進んでいかないというのが現状ですので、本当に外部の不動産の専門家の方に入ってもらおうというのも一つの手だろうと思えますし、そう

いうのをやっぱりきちっとした専門家集団みたいなものをつくって、戦略的にやっていくと打ち出しているんですから、そのあたり、しっかりと検討していただきたいと思います。

岡田委員

先ほど中山委員が言った、「魅せるおしゃれなホームページ」よりという話があったんですけど、「魅せるおしゃれなホームページ」は中身がどんなのか、新時代の「魅せるおしゃれなホームページ」というこのタイトルなんですけど、非常にわかりにくい。多分去年ぐらいからホームページをつくり直しますよというので、いつできて、いつまでに発信して、これまでの取組と書かれているので、平成29年か平成28年度までにこれを完成するのかなと思うんですけど、今後の展開の予定と、それともう一つ、ウェブアクセシビリティを強化するとかという話になると、ギブ・アンド・テークじゃないけど、相互操作ができるようなホームページになるんですかね。詳細について、まず今の現状を教えてください。

新田県政広報幹

岡田委員から、現在のホームページの状況の御質問を頂いております。

県民の皆様をはじめ、国内外に徳島県を効果的に発信していきます上で、ホームページというのは欠くことのできない重要な広報媒体でございます。

現在のホームページにつきましては、平成21年10月に運用を開始しておりまして、もう既に7年が経過し、老朽化をしております。その間に、スマートフォンの普及やツイッターやフェイスブックといった情報発信手段、そういうのが急速に変化するなど、県ホームページを取り巻く環境は激変をしております、その対応が強く現在求められております。

また、この4月には障害者差別解消法が施行されております、高齢者や障がい者など年齢的、身体的条件にかかわらず情報が取得できますウェブアクセシビリティに配慮しましたホームページづくりが法制度の観点からも要求をされております。

このため、県では今年度から新たにCMS、いわゆるホームページの作成管理システム、土台、これを開発しまして、利用者の誰もが使いやすく、必要な情報に素早くアクセスできますホームページの構築に向けまして、現在作業を実施しております。

おしゃれなところなんですけど、見た目の柄も当然なんですけど、それプラス今、利用者の利便性の向上を図るため、五つのキーワードを満たすこととしておりまして、現在作業を実施しております。

まず1番目でございますが、独自の検索機能を持たせることによりまして、目的情報にスムーズにアクセスできますこのスマートさが1番です。

2番目としましては、邦人、外国人の方や海外からのアクセスへの多言語化に対応するグローバル性、これが第2点です。

3番目としまして、スマートフォンやタブレット型端末に最適化した先進性。

4番目としまして、身体機能や年齢、利用環境にかかわらず、誰もが支障なく利用しやすい易しさ。

5番目としまして、検索サービスの上位表示や関連情報のグループ表示といったこのアピール性ですね、これを見ている人はこんなもの見えていますよというアピール性。

その5点を満たすべく、現在、事業者と構築作業を進めております。

今後につきましては、来年秋の運用開始を目指しまして、世界に向けて本県の魅力をPRできます、おしゃれで使いやすい徳島県の顔とも言えるホームページの構築を進めてまいります。

岡田委員

非常に中身は今の時代に合っているけど、来年だったらもっと進んでいると思うんですけど、そのあたりはどうなんですか。

新田県政広報幹

この構築に当たりましては、様々なアンケートを実施しておりまして、県民の方や職員、あと各種団体からの御意見を頂いておりまして、随時そういうのを取り入れながら、来年秋の運用開始を目指したいと考えております。

岡田委員

ということは、来年秋にはこの中身が五つのキーワードというのは変わらないかもしれないけど、微妙に中身のそのときに使われているソフトが変わるとか、スマートフォンがもっと開発されて、また異次元のものができてくる可能性もあります。だから今のIT関係とかスマートフォンの技術の進化とか、またアプリの進化とか、今NHKでも各番組ツイッターで書き込みできるとか、NHKの「あさイチ」ですらも、LINEのホームページできましたよというので、今日のレシピをすぐにLINEにアクセスしてくれたら見えますよという、テレビですらもその瞬時に対応できるように、なっています。

今、県政広報幹が説明してくれた話だったら、「魅せるおしゃれなホームページ」という、しかも「新時代」というのがついているから、今の新時代ではなく、来年の秋に新時代になってもらわなかったら困るので、その変化に対応できるシステムになっているのか。それとも今やっているから、でき上がるコンテンツはそのまま来年も、今つくっているから、今予算とってやっているんだから、来年の秋に出すけど、今の平成28年度の最新版を全部入れて、平成29年度の秋に出すというようなことにはならないのですよね。一歩先にね。

新田県政広報幹

現在のCMSにつきましては、今年度末までの作業完了は思っています。その後に旧シ

システムから新システムへのデータ移行とか、そのデータ移行されたものを各職員で修正をしたりしまして、夏頃にウェブアクセシビリティ検査を終えて、いろいろなテストも加えながら秋のオープンを目指していますので、その最新に対応できるように頑張りたいと思います。

岡田委員

せっかく年月かけて、お金をかけてつくるんだから、徳島県のホームページ見てよ、世界中で一番すごいと言われるようなものに是非してもらいたいし、それと先ほど一番先に検索アクセスがスムーズにできると、これが一番なんですね。徳島県のホームページ見てよと言うんですけど、見たいところに行けないというのを何遍も指摘されていますし、3回までは頑張るけど、5回になったらもう見ないとはっきり言われていまして、だから検索キーワードもいろいろ変えてよと今まででもずっと言ってきたし、特に子育てママさんたちに、働くお母さんたち、お父さんたちそうなんだけど、調べたいことはすぐに調べられるような環境ができてこそ情報として生きるわけです。

県職員全体の情報発信の強化というのが今年度の課題に入っていますが、やっていることを情報発信すると言っても、調べてみようと思って向こうが寄ってきてくれていても、寄っていけない環境があれば調べようがないし、県だってやっていますやっていますとやったって、それを発信してくれて、それを見ていくツールがなければ見に行けないので、やっぱり相互間での歩み寄りというのが必要です。

また、先ほど言われていた、今後の部分での一歩先なんですから、平成29年度で一歩先のものになるように、是非そのあたりは先を見越して呼び込んでもらって、現実に徳島県のホームページが一番というようなものをつくってほしいと思います。

もう一つ言うならば、多言語化という話をされていましたが、やはり今の県のホームページが多言語化になったら、英語になった情報が激減するんですね。だから、それはものすごいマイナスだと思うし、逆に言うと英語の部分がボリュームがあってもいいと思うし、英語の部分に行くと観光資源とか食の文化とかが、もっとおもしろいよというぐらいにしてほしい。藍染めにしても、1ページぐらいで全部終わっているように思うんですけど、やはりその部分は切りかえて発想を転換して、英語の人たちにどういうコンテンツで知らせたいのか、フランス語の人たちにどういうものを情報として出したいのかという、その多言語化の人たちは、訪日の方たちというか、観光に来てくれる人、またビジネスに来てくれる人というのを対象に考えたら、どういう部分を言語を変えていつて表示するのかということまで読み込んでやってもらう必要があると思います。是非そのあたりを考慮してもらって、逆に言うならば、中国人の観光客を増やしたいのであれば中国語の文化で、それだったら徳島県の魅力発信のところは観光コンテンツをものすごく盛り込むとかという部分があってもいいと思います。そのあたりは多言語化するといつて、ただ日本語を英語にするのではなくて、やっぱりその情報をどういうふうな国の人たちにどういうふうに見てもらいたいのかという、こちらの意思を持って、やはりそれをし直してもらう必要が絶対ある

と思うので、そのあたりに踏み込んで考えてもらいたい。是非、来年の秋を楽しみにしておりますので、できたらもっと早いほうがいいので頑張ってください。

喜多委員

「平成29年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針」ということが、新たに出されました。来年度ということで、もうすぐでありますけれども、今いろいろ話がありました「一步先の未来」ということで、今のこの進化というか、世の中の進んでいくスピードというのはすごい早いんですね。この一步という言葉が、もちろん一步という意味でなく、先を行くという意味の一步だろうと思っておりますけれども、ちょっと言葉としては一步先では遅過ぎるのではないかと。これでは世の中についていけないというか、三步ぐらい実際はもっと先を見据えたというか、何でこんなことを言いたいかといったら、今、徳島県の人口は75万人を切りました。毎年5,000人前後減っております。一步先だけでは徳島県がやっていけないような時代になっていくというか、一步が間違っているという意味ではないんです。一步も合わせて、もうちょっと将来を見据えた県政が今こそ非常に大事でないのかということ、非常に気になっておったので、初めて言わせてもらうんですけれども、どうですか。

大田経営戦略部長

この「一步先の未来」という言葉が今県政の中のキーワード的に使っておりまして、どの程度先が、一步じゃ少ないんじゃないかというのはそういう面もあろうかと。これは本日説明させていただいた経営戦略部と申しますか、部長である私の気持ちかもしれませんが、その込めている思いとしては、将来確実に予想される状況を踏まえて、今どんな手を打つかという思いを込めている。そういう意味では、遠い将来であってもわかっていることは今から手を打つ。例えば県土強じん化なんかそうだと思いますけれども、必ず地震が起きるのであればそれに向かって手を打つというのもそうですし、今、喜多委員がおっしゃった人口減少もそうだと思いますし、そのほか大小様々、今の段階である程度予測がつく未来というものもあると思いますので、そこに今の段階から手を打っていくということでございまして、今もちょっと申し上げましたけれども、大きなことも小さいことがあっても、そういう不確定ではない、ある程度予測できる未来については、しっかり対応するというつもりでやっていきたいということでございます。

喜多委員

そういうことだろうと思っておりますけれども、いろいろな施策にしても、これ具体的には3年先の将来像ということで挙げております。もちろん、来年度の分もあろうと思っておりますけれども、繰り返しになって悪いんですけれども、この言葉が悪いというのではなく、もっと長期的な将来を見据えた県の計画というのはいろいろほかにもありますけれども、是非、将来を加味して、そういうことも含めた計画を立ててほしいなということをおもいます。

例えば、学校でも、廃校が1年間に何校も出てくるというのは、これはもう大体子供がいないからこの学校は何年先には廃校、休校になるというのがほぼわかっている、予測できるんですね。それなのに新しい校舎を建てるといようなことがあるという中で、実際はもう何年か先を見据えて、大体それでこの予想のとおりいく可能性が大でありますので、これから人口がぐんと増えていって、将来が読みにくいという時代ではもうなくなってしまっておるのでなかろうかと思っています。そういうことも含めて、今後とも決してこの平成29年度から一歩先ではいけないという意味ではございませんけれども、将来そんなことも頭に入れて計画を立てていってほしいと思います。

それと、人・モノ・金・情報ということでありまして、いわゆる一つは財政健全化ということで起債許可団体から脱却しました。これ、非常によかったなと思っておりますけれども、いかなる環境変化にも対応できる財政構造の構築というのはものすごい難しいというか、国においても来年度の予算が円高等で税収が非常に少なくなって1兆何千億円というか、2兆円近い税収不足で赤字国債を出すという中で、よっぽどこれは気合いを入れていかないと、税収が減るのも含めた予想というのはものすごく大事でないのかなと思います。言葉は、新未来を創造する新次元の財政運営ということ、これに見合うようなことを具体的に、この税収が減ったりするのが読めるんですけれども、なかなか読みにくいという時代の中で、具体的に、どのように健全化するんですか。

岡本財政課長

喜多委員よりいろいろ先が見通せない中、財政運営というところも工夫をしていく必要があるのではないかとということで、例えば為替などで税収の減だったり、中長期的な人口減少だったりというところで御質問いただいたところでございます。

平成29年度から31年度までの財政構造改革基本方針、まずは3か年度でということで策定をさせていただいてございまして、その中の改革目標の中に、財政調整的基金残高の充実というところを立てさせていただいてございます。

こちら、財政調整基金と減債基金を合わせた総称ということでさせていただいてございますけれども、為替でありますとか、それも含めての景気の動向によって税収も大きく変わってくるというところがございます。また、国のほうにおいても、いろいろ毎年毎年の予算編成でありますとか、そういった中で施策の方向性が変わってくるというところもございますので、そういった急激な環境の変化をきちんと受け止められるような財政構造の確立が必要であろうということで、このような財政調整的基金残高の充実というような目標を掲げさせていただいてございます。

こういったきちんといろんな環境変化に耐え得る基金を持つことによって、そういったところをきちんと対応できるように、様々な財政構造改革に今後も力を入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

喜多委員

是非とも変化に対応できるというか、力を入れてやってほしいなと思います。

それと、この最後の情報のウェブアクセシビリティ、これは具体的にどんな内容で、どのように強化されるんですか。

新田県政広報幹

ウェブアクセシビリティについての御質問でございます。

このウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者を含めまして、誰もがホームページ等で提供されます情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

喜多委員

非常に難しい。わかりやすいのがいいのではないかなと思って、これは多分広報するものでないので結構でございますけれども。

それと監察局について、基本方針の左のほう、公益通報制度ということで、どんな現状でございますか。

近藤監察局次長

公益通報制度の今の現状ということで御質問を頂いております。

先ほど山田委員のほうからも実績等について質問があったかと思うんですが、この公益通報制度につきましても、平成16年の4月に働き掛け制度と同時スタートということで、職員のコンプライアンスの向上のために設けた制度でございます。

通報先につきましては、監察局の内部の通報窓口、それから外部の2名弁護士委託しておるんですけれども、弁護士に対しての外部の通報窓口、二つの窓口を設けてございまして、平成27年度でございますと、私どもの内部窓口に対する通報が30件、外部の弁護士に対してが6件というふうなことで様々な通報を頂いております。

喜多委員

この事業の情報公開というのは、最近はどのような情報公開が、どのぐらいありますか。

熊尾情報公開個人情報担当室長

ただいま情報公開の実績について御質問を頂きました。

平成27年度の実績としましては、延べ790件の情報公開請求を頂いているところです。

喜多委員

内容的には、また追ってお聞きしたいと思います。

それと、右側のこの、とくしま目安箱とありますけれども、これはどのぐらいの意見、提言がございますか。

林県民ふれあい室長

目安箱の意見、提言の状況ということでございますけれども、件数といたしまして、昨年度の実績で1,143件、今年度10月末現在で862件の御意見や提言等を頂いております。中には政策提言、要望に関するものであるとか、意見表明や苦情等も含まれておるような状況でございます。

喜多委員

案外多いので、いいなと思います。内容的には、またお聞きしたいと思います。

それと最後ですけれども、出納局も一生懸命、頑張っている未収金で平成27年で46億6,000万円、そして目標として平成31年で42億円ということでございます。この未収金、現在の46億6,000万円のおおまかで結構ですけれども、主にどんなところの未収金がございますでしょうか。金額的にも大きいものだけで結構です。

仁木出納局副局長

平成27年度の決算に係ります46億6,000万円のうちの未収金の大きなところという御質問でございます。

私ども、未収金対策の中で、比較的大きい1億円以上の債権につきまして、重点未収金ということで重点的に取り組んでいるところでございます。その中で、平成27年度で最も大きいところが県税関係でございます、約13億4,700万円でございます。その次に大きいものと申しますれば、中小企業近代化資金貸付金で12億6,400万円、そこら辺が一番大きいところでございます。

喜多委員

未収金になったら、これは未収金ですと置いておくのではないんですね。処理として何年かしたら、消えていく部分もあるんですか。

仁木出納局副局長

未収金は毎年、削減に取り組んでございます。それで、この度このペーパーに書かせていただいたところでございますが、計画的に、平成31年度までに、この46億円を更に42億円台まで圧縮していこうという目標で取り組んでいきたいと考えております。取組につきましては、幾つかやっぱり債権がございますので、各部でそれぞれ取り組んでいただいております。その中で、未収金対策委員会という組織がございますので、全庁一丸となって情報交換をしながら、意識を合わせて、しっかり回収できるものは回収していこうと、そういう勢いで取り組んでいきたいと考えております。

喜多委員

この未収金対策委員会、今も話がありましたけれども、多分多くの方が大変な御努力と

いうか、夜、昼かけて働く、動くおかげでこれだけ減ってきているのではないかなと思います。もともとは52億円前後あったのが42億円ということで、目標に向けて、しっかり頑張っていたでいて、是非ともゼロに近づけるように頑張っていたいただきたいなと要望して終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第6号、議案第14号、議案第18号、議案第19号

南委員長

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表を御覧ください。

それでは、請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

大田経営戦略部長

請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止について」に関しまして説明を申し上げます。

国税である所得税法第56条は、事業者が生計を一にする配偶者やその他の親族に支払った給与は必要経費に算入しないと規定しているところでございます。

この規定があるために、家族従事者は自家労賃、配偶者等の働き分が社会的に認められず、社会的・経済的にも自立できない状況となっていることから、業者婦人などの家族従事者が一人の人間として人権が尊重され法の下に平等であるようにするために、法第56条

の廃止を求める意見書を国に提出願いたいというものであります。

一方で、法第56条には特例が存在し、青色申告事業者について、同じように親族に給与を支払った場合は、その全額を必要経費に算入する、また、白色事業者についても、配偶者であれば86万円、それ以外の専従者であれば50万円の事業専従者控除が認められているところでございます。

なお、法第56条につきましては、今年3月に行われた衆議院財務金融委員会におきまして、麻生大臣から、以前から所得税法第56条を見直すべきとの指摘を受けているところでもあり、引き続き財務省において丁寧に検討していきたいと考えているとの答弁がなされておるところでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

南委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

山田委員

今も大田部長のほうから説明があったんですけれども、やっぱり申告形式にとらわれずに、労働実態に応じた税制にすべきだというのが基本的な視点ですね。家族従事者の労働が正確に評価されるように、ということで所得税法第56条の廃止は、やはり大きな声となっている。実は宮崎県議会の9月議会でこれを全会一致で認めているんです。ということからみたら、徳島県議会としても、これについては青色だ、白色だと申告の違いにかかわらず、こういうことを認めるべきだし、国際連合女性差別撤廃委員会からも勧告が出ています。ということからみたら、当然これは採択をすべきだというふうに思います。

南委員長

それでは、意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第12号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（15時41分）